



事務所開設にともなう「契約」体験

このたび「京都循環経済研究所」の事務所を開設し、蛍光管リサイクル協会、レイチェル・カーソン日本協会関西フォーラムとの合同事務所として活動をはじめました。

小さな事務所とはいえ、事務所開設にあたって、普段の暮らしの中ではあまり経験しない契約行為を連続的に経験することになりました。一つの情報としてお伝えしますので、何か問題を見つけ出していただければ幸いです。

まず事務所の賃貸借契約です。これまで役員をしていたNPO法人の事務所のあるビルと契約対象スペースについて新規の賃貸借契約を行うことになりました。いろいろな事情があり、契約対象スペースが移転直前まで決まらず、賃料が確定しないまま移転作業がすすむということになりました。賃料がいくらになるのかは基本問題なのですが、このビルでは共益費の重みが大きく、契約面積に応じて実費精算で決まるため、請求書がとどいてはじめて負担額がわかるという、ややリスクな契約行為でした。

消費者契約のなかでよくトラブルになってきた保証金についてはまとまった金額になりますので、契約時に気を使う部分です。とくに今回は短期間で契約解除をすることになる場合の保証金精算条項には神経を使いました。何年後かの契約解除時の保証金の返還をめぐるトラブルを未然に防止するようにしたいものと思っています。

次に、取引金融機関の口座開設です。「京都循環経済研究所」は法人格をもたない組織ですので、「趣意書」「規約」を提出するとともに、代表者の本人確認手続きが求められました。今回は「住基カード」で本人確認を行いました。銀行カードの暗証番号も新しいものを登録しましたので、こんご他の口座の銀行カードの暗証番号もあわせていくつも暗証番号を使い分けねばなりません。いささか面倒なことですがやむをえません。

小さな事務所ではありますが、コピー機の設置が必要だということで、FAX、プリンターとの複合タイプの小型機種を選びました。リース契約は出来ないというので、買取り契約になりました。買取り価格とともに保守契約料も支払うことになりました。代金の支払いは口座引落とし契約ができていなかったため、郵便振替によることになりました。いざ郵便局で振込手続きを依頼すると、「10万円以上の場合」に該当するということで支払目的の告知と本人確認手続きが求められました。振込め詐欺対策によるものとのことでした。このとき、普段持ち歩くカバンを持っていなかったため、本人確認用のカードを提示できず、もう一度、窓口に出向くことが必要になりました。

万一の事故に備えるということで事務所保険に加入しました。保険証券が届いたのを見て「地震保険はセットされていない」ことに気づきました。加入時には意識していなかったことです。契約更新時の検討事項にしました。

次ページへつづく・・・

電話の移設については比較的簡単にすみました。が、工事費用が必要とされました。ところで、このような工事費用はどのように決められるのか、おわかりになるでしょうか。以前はNTTの窓口で相談し、費用見積もりもしてもらったこともできたように思うのですが、いまはNTTの消費者向けの窓口がなくなり、電話やホームページでの相談がほとんどです。したがって、いつ工事してもらえるのかという交渉が中心になり、代金交渉は後回しになってしまうようです。

NTTの関係ではインターネット環境の整備のための工事が必要になりました。他の方法があったのかもしれませんが、電話回線を「ひかり」回線に変更し、同時にプロバイダー契約を見直すということになりました。工事日直前になって関係書類が送られてきましたが、契約内容と経費負担内容を理解するのはなかなか困難な書面でした。工事をしてもらいながら可能な限り疑問を解決するようにしましたが、それでも契約解除のルールなどは後回しになりました。これからもういちど書類を見直すことになりますが、契約解除にともなう費用もよくよく考えておく必要があるようです。

それにしてもこの「ひかり」にともなう契約はわかりにくい。「ひかり」にともなう消費者トラブルが多いというのももっともなことであり、あらためて「ひかり」に関する問題を整理する必要があると思った次第です。

以上、事務所開設にともなう「契約」体験の紹介でした。消費者教育のなかで「朝起きてから夜寝るまで「契約」「契約」の連続です」ということがしばしばありますが、小さな事務所の開設をめぐってもこれだけ契約、契約の連続なのです。今回の一連の経過では、自分の「消費者契約力」が試されたように思います。

(2019年1月)

